



大阪弁護士会
Osaka Bar Association
since 1880

Intellectual Property



S-Cube

さかい新事業創造センター

Startups

スタートアップ企業が知っておきたい

知的財産契約 のポイント

スタートアップ企業や中小企業が、大手企業等と商取引で契約書を交わす際、法律や知的財産についての知識が不足していることから、ライセンス・共同研究開発、技術移転などにおいて、「共同研究の成果や成果に関する知的財産権がすべて大企業に」「他業界との取引が長期間禁じられる」「紙の契約書を渡され、内容の変更はできないと通告された」など、一方的に不利な内容の契約を押しつけられることがあります。

このたび、大阪弁護士会の弁護士をお招きし、スタートアップ企業や中小企業が知っておきたい、契約における知的財産権の取り扱いなどに関し、知的財産権を含む権利関係の取り扱いについて講義を行っていただきます。

個別法律相談会

予約制（先着5名・30分程度）

知的財産契約に限らず、セミナー終了後、個別法律相談を実施します。ご希望の方は申し込み時に相談概要をご記載ください。

講師

iCraft 法律事務所

弁護士 内田 誠 氏

（経歴）2004年京都大学工学部物理工学科卒業。岡田春夫総合法律事務所入所。2018年4月iCraft法律事務所開設。AI特許を始めとする知的財産案件、スタートアップ企業の知的財産戦略構築、IT関連案件を専門とする。2017年12月経産省「AI・データ契約ガイドライン検討会」作業部会委員、2018年7月農水省「農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会」専門委員、2018年10月特許庁「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」知財メンター、2018年11月「スタートアップファクトリー構築事業に係る契約ガイドライン検討会」構成員。日弁連知的財産センター委員。大阪弁護士会知的財産委員会副委員長。

日時 3月12日（木）17時～19時

※終了後は個別相談会（事前予約制）

場所 S-Cube

（さかい新事業創造センター/なかもず駅近く）

参加費 1000円 / 学生500円

主催 S-Cube（さかい新事業創造センター）

共催 大阪弁護士会

後援 日本政策金融公庫 堺支店

大阪府立大学 高度人材育成センター

問合せ jigyou@s-cube.biz

申込

